

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求め、更に、市職員の随行旅費の返還措置を求める。

公文書公開請求日：平成23年5月3日（平成23年5月6日受付）

請求内容：平成16年度から平成22年度に議会各委員会からの職員派遣要請を議長から承認を得た公務にかかる「行政視察に随行した全職員の上司からの出張命令書、及び、出張に要した職員経費詳細額と経費区分の写し（但し、公文書の保存期間を超える年度分でも存在する公文書は含むこと）

実施機関の処分：平成23年5月20日付名議総第76号 公文書公開決定

3 異議申立理由

実施機関は、公開決定を取り消し、市議会各委員会委員視察に随行した市職員の旅費の返還措置を講ずるべきである。また、必要性のない市職員の随行旅行は禁止することを求めている。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

異議申立人は「平成16年度から平成22年度の議会各委員会の行政視察に随行した職員の上司からの出張命令書、及び出張に要した経費と経費区分」を公開請求し、実施機関は「平成18年度から平成22年度の行政視察随行職員の旅行命令簿、及び出張に要した旅費明細」を公開したが、異議申立では「公文書公開決定の取り消し」及び、「市職員の随行旅費の返還措置」を求めているが、実施機関が特定し公文書は、公開請求の要求を満たしていると考えられる。

尚、当審査会は、実施機関からの聴取により、平成16年度、平成17年度の行政視察随行職員の旅行命令簿、及び出張に要した旅費明細は、保存期間経過による廃棄により存在しないこと、また、実施機関が特定した公文書以外に公開すべき公文書はないことを確認した。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1) 基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立人は「市職員の随行旅費の返還措置」、必要性のない市職員の随行旅行の禁止を求めるものであり、当審査会ではそれらの是非を審査する権限を持たない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する

## 5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月12日	諮問書受理
平成23年 7月22日	第46回名張市情報公開審査会 審査
平成23年 8月26日	第47回名張市情報公開審査会 審査
平成23年10月 3日	第48回名張市情報公開審査会 審査
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 答申

## 6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士